

所 陵

ISSN-0913-1906

No. 30

関西大学博物館彙報
平成7年3月30日発行

[SENRYO・KANSAI UNIVERSITY MUSEUM REPORT]



須恵器（古墳時代）高さ21.3cm

目 次

『行基年譜』にみる祇園精舎	2
『文化財保護提要』の活用	5
福州の琉球人墓	8
アメリカの美術館の思い出	10
受贈図書について その2（平成5年度）	12

関西大学博物館

〒564 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

Tel 06-368-1171（直通）

FAX 06-388-9928

『行基年譜』にみる祇園精舎

網 干 善 教

奈良時代の高僧、行基の仏教の教化活動、造寺や社会事業活動を編年的に記した『行基年譜』（『続々群書類従第三』史伝部、続群書類従刊行会、昭和45年）に「行年七十四歳辛巳或云、此記天平十一年云云」の項があり、次のような記述がある。

聖武天皇十八年、天平十三年辛巳三月、掩留山城國泉橋院、十七日申時、天皇行幸給、奉拝大僧正矣、拝訖給御座、終日並談説給、爾時大僧正言、大國者有給孤獨園、而養息孤獨徒、但吾日本國無給孤獨園、是以請為奈野而為給孤獨園ト白支、是天皇答給、帰命宣打、又演院々建立者、又天皇報答テ建立院々堺地世々不絶不被官司攝録ト宣支云云

これは、聖武天皇が山城泉橋院に行幸された一日、行基和尚が天皇に拝謁し、談説した時に行基が「大國には給孤獨園が設置され、孤獨な人を養息しているのにわが国にはそれが無い。そこで為奈野（いな）をもって給孤獨園と為してほしい」と奏上したのである。

いうまでもなく行基は奈良時代の著名な大徳であり、その伝記については『大僧正舎利瓶記』や『続日本紀』天平勝宝元年（749）二月丁酉条などに記載がみられる。それによると、行基は和泉国大島郡の出身で、天智七年（668）に誕生、俗性は高志氏、天武十一年（682）に15才で佛門に入り、以後、民衆の教化と衆生の救済、社会事業などを積極的に遂行し、天平十七年（745）には盧舎那大仏の造頭に盡力し、聖武天皇の敬重をうけ、大僧正の位を授けられ、時の人は行基菩薩と称した。そして、天平勝宝元年（749）二月、82才にて平城右京の菅原寺で遷化したとされる。

行基の民衆に対する教化活動や畿内、四十九箇寺の開基、架橋・築堤・池溝の開削・道路の布設・船息・布施屋などの諸施設を造営したと伝えている。こうした行基に関する伝記のなかに上述の『行基年譜』がある。これは『行基菩

薩伝』や永観二年（984）源為憲が編纂したとされる『三宝絵詞』などをもとに行基の事績を編年的に挙げたものであり、特に井上光貞氏によって「行年七十四歳辛巳」の「天平十三年記」は史料として信憑性が高いと考証されている。就中、この『行基年譜』は治部少輔泉高父宿禰が、安元元年（1175）に著わしたものであると考えられている。

ところで「天平十三年記」のなかの「池十五所」に「已上並五所河邊郡山本里」として「岷陽上池・同下池・院前池・中布施尾（屋？）池・長江池」を挙げている。続いて「溝七所」には「岷陽上溝・同下池（在摂津国河邊郡山本里）、そして「布施屋九所」のなかに「岷陽布施屋、在河邊郡岷陽里」を挙げている。このことからすれば、行基の事業は河邊郡山本里（現在の宝塚市山本町付近）から岷陽郷（現在の伊丹市）を中心として行われてきたといえる。

このなかで「岷陽布施屋」（岷陽施院・岷陽寺）の意義について『伊丹市史』（第1巻、320頁）に「布施屋というのは、調庸を京に運んだり、京での労働に徴発されたりして、地方と京とを往来する農民のための宿泊施設であり、同時に彼らに食料を与える場所であった。」と解説している。これと関連して同書では「行基は、造池などによりこの地域の勸農をすすめるかたわら、布施屋を設けて救済事業にあたり、同時に布教にも臨んだのであろう。布施屋が主として往来の農民を救うことを目的とするのに対し、施院はその近辺の貧しい農民に対して救いの手をさしのべるものであったと思う。それはまた行基の布施、伝道のうえで、大きな意味をもつものであった。」と記している。

現在、伊丹市寺本町に所在する眞言宗毘陽寺は行基和尚による開基の梵閣であったとする。この毘陽寺の梵鐘は銘文によれば宝暦十年庚辰二月十二日に鑄造された4代目のものであるが、「行基菩薩開基、七堂伽藍、院家惣領猪名野方

五十町、肆至東限伊丹坂、南限笠池堤、西限武庫河、北限後通墓、天平勝宝元年二月十五日菩薩遺弟上人光信初銘鑄」と刻している。ただ紀年の表記に天平勝宝元年二月十五日とあるが、この年は四月十四日になって天平感宝、さらに七月二日になって天平勝宝に改元されているから、銘文にある二月十五日は天平二十一年であるということから信憑性を疑われるが、それはそれとして『行基年譜』の「大僧正言、大國者有給孤独園而養息孤独徒、但吾日本國無給孤独園、是以請為奈野而為給孤独園ト白支」とある所謂「祇園精舎」はどれを指すのであろうか。

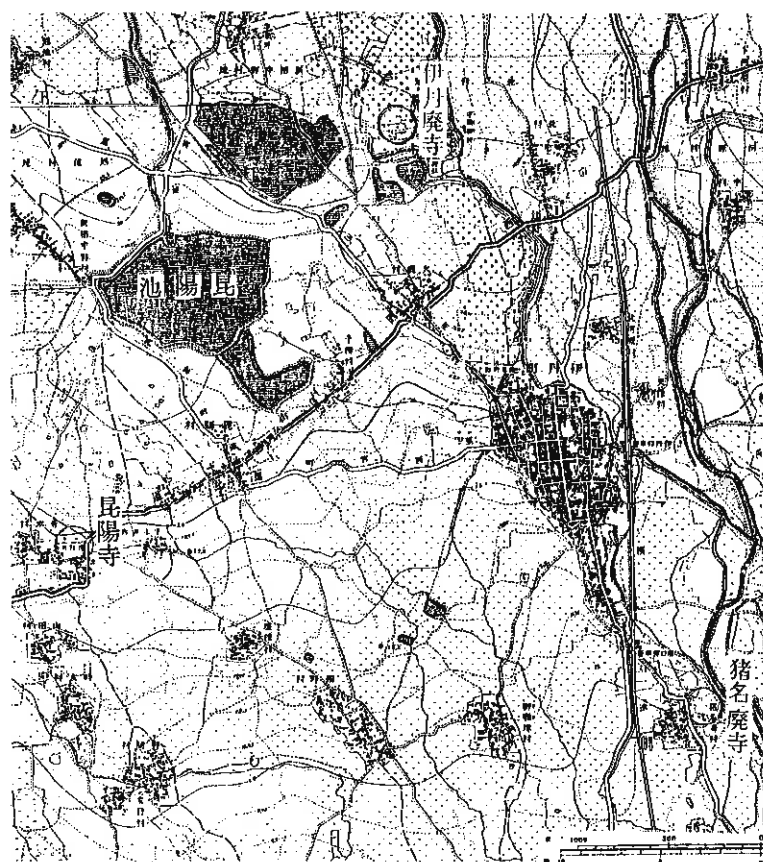
『伊丹市史』の昆陽寺の説明のなかで「行基はこの寺を中心に、この地方一帯に布教を行い、また造池・造溝などの土木事業や布施屋の救済事業を積極的に指導し、みずからもこれにあたったのであった。」と記している。

一方、伊丹市北村町の陸上自衛隊伊丹駐屯地とその周辺にかけて金堂(東西約20m、南北約16

mの瓦積み基壇)を東に、塔(一辺12.7m)を西にそして金堂の北側約26mのところに講堂(東西約27.5m、南北約17.3m)、そして金堂と塔を囲む回廊跡(幅6m、東西約84m、南北約52m)をはじめ西門、北門跡などが検出され、塔跡からは水煙、九輪、風鐸など相輪の金具が出土、奈良時代前期、後期から平安時代後期に編年できる軒丸、平瓦がみつまっている。この伊丹廃寺を行基開基の毘陽施院する説もある。ところが『伊丹市史』は「行基のつくったという毘陽施院などがはたしてこうした大きい規模のものであったかどうか、すでに疑われていたのである。ましていまこの寺院跡の調査の成果によれば、その草創は行基の時代までくだるものとはみなしがたい。また現在の毘陽池を行基の開きくしたものとすれば、その管理の役をもったとみられる毘陽施院が、そこから離れた地に、しかもそれと反対側の猪名川低地に建てられたとするのは不合理である」との疑問をあげている。

これとは別に、藻川の左岸、尼崎市猪名寺町に猪名寺廃寺がある。この位置は前述の伊丹廃寺から東南約4kmほどの地点である。このあたりは眞言宗御室派法園寺の寺域で、立派な心礎のあった塔跡のほか3基の土壇があって、古くから飛鳥時代寺院跡として知られていた。昭和27年(1952)と33年(1933)の2回にわたる発掘調査によって、東に金堂、西に塔を配する法隆寺式伽藍配置の寺院であったことが判明、講堂や回廊跡も推定されている。出土した軒の型式は川原寺式の八葉蓮華文軒丸瓦で、その創建は奈良時代前期と考えられる。

ところで他方では猪名寺を「給孤独園」と考えようとする意見もある。このことは猪名廃寺の創建が奈良時代前期若しくはそれ以前の建立であったとしても、行基はさほど多くの寺院を建立したのではなく、寺院の中興という立場にあったとも考



昆陽周辺位置図(明治18年測図、明治20年製版大日本帝国陸地測量部地図に加筆)

えられるとする。これも一つの考え方である。特に『行基年譜』に「請為奈野而為給孤独園」と記することや先述の「昆陽寺梵鐘銘」に「院家惣領猪名野方五十町」とあり、また、『行基絵伝』に「猪名寺給孤独園池」と見えることなどから、そのような伝承があったことは、あながち否定できないであろう。

「為奈野を請ひ、給孤独園を為す」とある給孤独園が昆陽寺、伊丹廃寺、猪名寺跡のいずれであったとしても、これが佛典にみえる「舍衛国祇樹給孤独園」すなわち「祇園精舎」を指していることは間違いない。中井眞孝氏はこの給孤独園について「まさに仏典に出てくる祇園を模したものである。」とし、『大日本金史』第1巻に見える猪名の荒野を申し請け、水田150町を開闢して、その地利を聲・盲・瘖・孤独・卑賤に与えたとある憊独田（けいどくでん）と称したことや『日本後紀』弘仁三年条にみえる「孤独を衿（あわれ）むが為に置く所なり」とあることからこのことはある程度の史実に基づくものとも考えられている。

このことについて田原孝平氏は「行基が衆生済度を祈念し、昆陽野の開闢に精進するとともに、この地に昆陽院を建立し、それを給孤独園すなわちインドの祇園精舎のごとき総合施設とする大構想を当初からもたれたことによるものと考えられる。」とし、「行基が道昭よりインドの祇園精舎のようすを聞いて知っていたのではないかと考えられるからである。」と書いている。前段はよいとして、後段の行基が祇園精舎を念頭において救済事業しようと考え、天皇に奏上したのは、必ずしも道昭から聞いたものであるとするのは、そのまま全面的に肯首するわけにはいかない。祇園精舎の縁起は極めて多くの仏典に記述されており、道昭以前にもわが国に経典が伝えられていることから、行基は祇樹給孤独園のことをそれらの経典によって当然知っていたことは考えられよう。

それよりも『行基年譜』が安元元年（1175）に泉高父によって編纂されたとなると源信による『往生要集』が寛和元年（985）に完成していたし、祇園精舎の創建説明を収めた『今昔物語集』は保元元年（1120）以後しばらくの間に編纂されていたと考えられるし、日本における末法の時期は通説では永承七年（1052）とされる。

『行基年譜』は末法思想の到来や『今昔物語集』よりも後のことである。印度の悉羅伐底国（シュラーヴァースティ）にある舍衛国祇樹給孤独園のことが広く喧伝されていたし、関心も持たれていたことと思われる。したがって、こうしたことがその背景にあったと考えられるのではなかろうか。そして仏法の伝道と社会事業に生涯をかけた行基の事績と祇園精舎を結びつけたものであろうか。

行基が為那野の地に開設を言上した祇園精舎の位置については、現在、文献上からも遺構上の状況証拠からみても決定することはむずかしいといえるが、一方これは行基の呈言であって、「為奈野祇園精舎」が設立されたという記録はない。また、既設の寺院を中心にそうした構想を立案することも可能であって、あえてその地を急いで決定する必要もない。それよりもこのような至難の問題に対してはより慎重に取扱っていなければならない。

〔参考、引用文献〕

- 伊丹市編『伊丹市史』第1巻、昭和46年
中井眞孝『行基と古代仏教』平成3年
井上光貞「行基年譜、特に天平十三年記の研究」竹内理三博士還暦記念『律会国家と貴族社会』昭和44年
平岡定海・中井眞孝編『行基・鑑真』日本名僧論集第1巻 昭和58年
田原孝平「摂津国川辺郡山本里における行基造池・造溝等について」『地域研究いたみ』第23号 平成6年
伊丹市教育委員会『摂津伊丹廃寺跡』昭和41年
藤沢一夫「摂津伊丹廃寺法名龍蓮寺考」『伊丹史学』創刊号 昭和49年
石田茂作『飛鳥時代寺院跡の研究』昭和11年
二葉憲香『日本古代佛教史の研究』永田文昌堂 昭和59年
『続日本紀』新訂増補国史大学 吉川弘文館
『日本後記』新訂増補国史大系 吉川弘文館
『行基年譜』『続々群書類従』第3史伝部

『文化財保護提要』の活用

角 田 芳 昭

文化財保護の諸制度を正しく理解するための関係法令・通達等をはじめ、その実情を知るための各種参考資料を収録したものが『文化財保護提要』であり昭和45年1月発行された。文化庁監修であり、加除式書籍のA5判である。

この内容とするところは文化財保護行政の実勢上必要な法令・通達・判例、その他の関係資料を収録しているもので、改正及び法令、通知があり次第、「第一法規出版株式会社」より印刷され送付されてくる。近年本学でも博物館が設立され、一般公開を行なっているのを見学者より諸々の文化財関係の法令や国宝、重要文化財等についての質問を受けることがある。そこで担当者としても質問に回答できるよう知識を収得しておかなければならない為研修・研鑽のつもりで『文化財保護提要』を概観した。この中のいくつかを紹介したい。

『文化財保護提要』は文化財保護行政の実勢上必要な法令、通達、判例、その他関係資料を全2巻に集録したもので、つねに新しい内容が必要なため加除式である。

目次は次のとおりとなっている。

- ・文化財保護法
- ・文化財保護法施行令
- ・文化財保護審議会令
- ・国宝及び重要文化財指定基準
- ・国宝又は重要文化財指定書規則
- ・国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則
- ・国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則
- ・国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則
- ・国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開の申出及び費用負担に関する規則

- ・国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財売渡申出書に関する規則
 - ・重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準
 - ・日本芸術文化振興会法及び施行令
 - ・重要有形民俗文化財指定基準
 - ・埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則
 - ・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
 - ・重要伝統的建造物群保存地区選定基準
 - ・選定保存技術の選定並びに保存者及び保存団体の認定の基準
 - ・銃砲刀剣類所持等取締法
 - ・文化庁文化財補助金交付規則
 - ・市町村における文化財保護事務の範囲について
 - ・文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則
 - ・関係法令
 - ・文化財関係の判例
 - ・資料編
- 以上が主な項目であり、これらの法規について特に関係の深い法令について披露してみたい。
- ・文化財保護法

この法律の目的は日本の文化財を保存し、且つその活用をはかり、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としたものであり、第2条に文化財の定義がある。これは文化財の根幹をなすものであるので記しておく。

1. 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上に価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

2. 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
3. 衣食住、生産、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
4. 貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
5. 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

以上が文化財の定義であり第27条に、文部大臣はこのうちから特に重要なものを重要文化財に指定することができると規定している。また第2項に文部大臣は重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができると規定している。この指定があると官報に告示されるとともに所有者に通知される。そして指定されると管理義務が生じ、貸出及び所有者の変更がみだりにできないことになり、文化庁長官に届出なければならない。

第44条には重要文化財は輸出してはならないと規定している。第46条には重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲り渡しの相手方、予定対価の額、その他の省令で定める事項を記載し、まず文化庁長官に売渡しの申出をしなければならないという規定があり、みだりに売渡しが出来ないことになっている。

次に「(旧)重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」及び施行規則（昭和8年4月1日・文部省令第10号）が収録されている。この法律において「重要美術品に認定されている物件については当分の間、なお効力を有する」と規定されており、この認定物件を所有している所蔵家においては「重要美術品」指定と表示することができる。

（例えば図録・カタログ・パンフレット・解説題箋等）

次に「中央行政組織」があり、文部省の所掌事務として教育、学術、文化、又は宗教に関する法人の設立認可に関すること。そして①文化の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること、②劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること、③著作権、出版権、④文化財の指定に関すること

第3章に文化庁の欄を設け、文部省の外局とし、設置、任務及び長、所掌事務、権限、日本芸術院等が規定されている。これは文部省組織令の中に文化庁の役割がでている。続いて東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館の機構の規程がある。次に東京、京都の国立近代美術館に関する規程があり、続いて国立西洋美術館、国立国際美術館の規程がある。次に東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所のそれぞれの規程があり、最後に飛鳥資料館規程と埋蔵文化財センター規程がある。

＜有形文化財＞

国宝及び重要文化財指定基準（昭和50年11月20日文部省告示第153号改正）として絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、建造物の指定基準の規程がある。例えば絵画、彫刻の部の「重要文化財」についてみると①各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの、②我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの、③題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの、④特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの、⑤渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるものと規定している。その後に「国宝」の規程があり、「重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの」と規定している。続いて指定書規則、文化財台帳規則、管理、修理、等の規則が収録されている。またこれらの公開については消防法に定める施設の博物館施設については公開できるが、「デパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開について」（昭和49年1月14日文化庁次長から都道府県教育長あて通知）通知があり、デパート等公開施設は、本来文化財の保存活用を目的とする場所でないため防災等の施設設備の面から、また学芸員等を置いて

ないため人的な面からも文化財の展示、保管に万全を期することが困難な実情であります。……昭和49年2月1日以降文化財の公開を本来の目的としないデパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開を許可しないこととしましたので御了知願います。この為デパート等の臨時施設については公開できないことになっている。

＜無形文化財＞

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和50年11月20日文部省告示154号改正）として有形文化財規程と同様に、芸能関係と工芸技術関係に分れている。続いて認定書の交付事項が規定されている。

＜民俗文化財＞

重要有形民俗文化財指定基準（昭和50年11月20日文部省告示155号改正）は次のとおりの規程がある。

- 一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (一) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (二) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (三) 交通、運輸、通信等に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
 - (四) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (五) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (六) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (七) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
 - (八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
 - (九) 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
 - (十) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (一) 歴史的変遷を示すもの
- (二) 時代的特色を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの
- (四) 生活階層の特色を示すもの
- (五) 職能の様相を示すもの

三 他民族に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

一部改正〔昭和五〇年文告一五五号〕

続いて「重要無形民俗文化財」指定基準の規程がある。

一 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (二) 年中行事、祭礼、詰会等の中で行なわれる行事で芸能の基盤を示すもの

二 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの

次にこれらの指定書規則があり、記載要領、寸法、用紙の色、附書、形状など細かく記されている。続いて「埋蔵文化財」についての発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則がある。事務処理の迅速適正化として、書類作成上の書式・様式の規定見本がある。

次に「出土文化財取扱要領」があり、国が保有するものの選択基準があり、①製作技術に優れ、②類例に乏しく代表的であり、③学術上又は芸術上極めて価値の高いものは国が保有するものとする、という規程がある。続いて第2項に出土文化財について国が保有するもの以外のもので、その発見者又は発見された土地の所有者が当該出土文化財に係る報償金の支給又は譲与を受ける権利を主張していないものは、その出土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、譲与するものとする。それ以外のものについては、発見者等に譲与するものとする

〔16ページへ続く〕

福州の琉球人墓

松 浦 章

I

琉球は明清時代を通じて中国の朝貢国の一つであった。

琉球は東南大海中にあり、古より中国に通ぜず、元の世祖（フビライ）が官を遣わし、これを招諭するも達するあたわず。洪武初め、その國に三王あり、いわく中山、いわく山南、いわく山北、みな尚をもって姓となす。しかして中山もっとも強し。

と、『明史』卷三二三、列伝二一一、外国四、琉球伝に記されているように、明代初めの洪武時代に中山国、山南国、山北国がありそれぞれ中国へ朝貢していた。まもなく中山国が統一して清末まで中国への朝貢を継続するのである。

II

萬曆『大明会典』卷一〇五、朝貢一、東南夷、琉球によれば、

二年一貢、船ごとに百人、多も百五十人を過ぎず、貢道は福建の閩縣による。

とあるように、二年に一度の朝貢を行なうように規定されていたが、その頻度は規定を越えていた。琉球からの航路は、那覇から海路東シナ

海を横断して福州の側を流れる閩江河口を目指したのである。

福州に到着した琉球の使節は、乾隆『福州府志』卷十八、公署一に、

柔遠驛、在水部門外、明日懷遠、以為琉球諸番國使臣館寓之所、國朝因之。

とあるように、明代に懷遠驛、清代には柔遠驛と呼称された外国使節らを宿泊させる宿舍が用意されそこに滞在したのであった。

『閩縣郷土志』地形略によれば、

柔遠驛、即琉球會館、在太保境後街、前有十家、排李姓四戸、鄭、宋、丁、卞、吳、趙各一戸、代售球商之貨。

とあるように、柔遠驛に滞在したのは主に琉球からの使節であったため＜琉球會館＞とも呼称された。その琉球會館の前に那覇から来航する琉球の使節を相手に商業活動を行う＜球商＞（『福建對外貿易史研究』福建省研究院社会科学研究所、1948年3月、60頁）と言われた商人が居住していた。その商人達は四家の李氏をはじめとして一〇家いた。彼らは琉球人を専門にする牙行あった。広東における欧米の商人を対象とした広東行商や、北京で玉河館と言われた会同館（松浦章『明清時代北京の會同館』『神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア』山川出版社、1992年3月）で朝鮮使節を対象に取引した＜燕商＞（畑地正憲氏「清朝と李氏朝鮮との朝貢貿易について一特に鄭商の盛衰をめぐって一」『東洋学報』62-3・4、1981年3月）と同様な商人達であったのである。なぜこのような商人が必要であったかは、琉球人らが中国国内商人と直接取引を行うことが禁じられていたからである。福州に到着した琉球の使節は、上記の規定で言えば百数十名のひとがいたが、北京に赴くのは正使等十数名であったから、残りの多くの人々は福州にとどまり、正使ら一行が北京から福州に戻ってくるまで数カ月も柔遠驛で待っていなければならなかったからである。福州



①琉球墓群
（福州・倉山琉球墓園）

に残留する人々に必要な日用品から帰国へのお土産までを調達したのが、先の〈球商〉達であったのである。

III

明清時代を通じて中国へ来航した朝貢国の使節の中には、中国で没する者もいた。有名な者では、南京で没したポルネオ国王（松浦章「南京淳泥国王墓」『阡陵』No.25、1992年5月）や山東の徳州で没したスルーの蘇祿東王の例（松浦章「明清時代における中国・蘇祿関係史」『関西大学文学論集』第30巻第2号、1980年12月）などが知られるように、琉球の使節にとっても例外ではなかった。事実、福州での滞在中に病氣等で亡くなる使者達もいたのである。彼らは福州の張坑山や白泉庵などの地に埋葬されたのであり、福州から北京までの途上で死去した者は、福州に移送されて福州で埋葬されたのである（朱振声氏「福州和沖縄的友好関係源遠流長」、『福州歴史與文物』1981年第1期、六月）。

清朝の順治五年（1648）以来、福州で亡くなった琉球人の名前は五七八名にのぼる。その内、墓所の明らかな者は四九〇名で、墓所の不明な者は八八名であり、琉球に遺体を移送して埋葬したものは一六名であった。1963年に福建師範大学付近にある白泉庵一帯の墓地が調査され68座が確認された。その後1982年に福州市文物管理委员会の調査によって、79座の墓所と87名の姓名が確認されている（朱振声氏「福州琉球墓群」、『福州歴史與文物』1983年第1期）。

福州市の南を流れる閩江と龍江に挟まれた南台にある倉山区に白泉庵等があり、これらの地を中心に福建師範大学歴史系の徐恭生教授等によって調査が持続されている。最近も新たな調査が行われ、これまで多くの墓石等が発見され

た（徐恭生教授著、西里喜行氏、上里賢一氏共訳『中国・琉球交流史』ひるぎ社、1991年3月）。徐恭生教授の調査によって、北京への使節の一人鄭文英の墓が江蘇省淮陰縣に存在することを明らかにされた（徐恭生氏、西里喜行氏訳「中国・淮陰県の琉球墓に関する報告」上、下、『沖縄タイムス』1991年1月22日）。

IV

上述のように、福州は琉球の中国との関係史において極めて関係深い地である。琉球の地は古くから福建と密接な関係があった。多くの史書によく記されるように、

琉球国の福建人に三十六姓を賜う。

とあるように、明朝の時代に琉球に居留する福建からの移住者に対して明朝から姓が下賜されたことが記されている。これが事実であるか否かはこれまで多くの議論の対象になってきたところであるが、中国と琉球との関係が福建の人々や福建の地を仲立ちとして行われてきたことは歴然とした事実である。とりわけその中心地が福建の省都の福州であった。琉球の中国への使節が没して福州で葬られることは、琉球人にとって異国の地に葬られることであるが、彼らの中には本籍地のある父祖の地、あるいはそれに連なる地に埋葬されるという人物もいたであろう。



②琉球人墓



③琉球人墓碑

アメリカの美術館の思い出

加 藤 一 朗

1952年夏から54年夏にかけてアメリカに留学した。シカゴ大学でエジプト学を修めることが主目的であった。52年7月初めニューヨークに飛んで、シカゴ大学の新学年開始（9月初め）までの2ヶ月間をアメリカ東部で過した。ニューヨークではまずメトロポリタン博物館に行き、古代エジプトの遺物を見学して、その量と質のすばらしさに完全に圧倒された。ところが、ついでのつもりで見てまわった西洋絵画の数かずの印象はこれまた極めて強烈であった。水彩写生に夢中であった幼少年期の絵心が急速によびさまされた。この日から、エジプト学研究的合い間には、美術館で油絵を鑑賞することが何よりの楽しみとなった。早速ニューヨーク近代美術館も訪れた。こどものときに培われた好みは誠に素朴なものであったから、抽象画やモダンアートには興味がもてないで、もっぱら19世紀絵画に親しんだ。新発見もあった。たとえば画集や絵葉書で知っていたセザンヌの静物画を、色を抑えた地味な感じのものと思いこんでいたが、保存が良いためか、ここで見た彼の作品は色鮮かで、その明るい緑色や赤色は今も目に残っている。次に訪れたフリック美術館はこじんまりとしたきれいな建物で、レンブラントの作品を主に陳列していた。どちらかという動的なルーベンスよりも静的なレンブラントの方が好きであったので、黒暗色を基調とすることの多いこの画家の落ちついた作品を深く味わった。そのあとそこに立っていたローマの女神ディアナの彫像を写生していると、一老婦人が近よって来た。地味な服装でボランティアの留学生世話係の印の腕章をしていた。この人に「絵がお好きようですが、主人も絵が好きなので、夕食に招待したい」と望まれ、帰途をともにした。高層アパートの一室で老夫婦だけの静かな生活であった。驚いたことに壁という壁には森や木の鉛筆画が貼られ、一枚一枚にタイプで打った短い詩がそえられていた。引退した建築家であ

る御主人の作であった。住居が住居なので「公園で写生されるのですか」と聞くと「みんな私の頭の中から出て来るのだ」という答えが返ってきた。3人で深夜まで、それらの絵や詩について語り合い、あとホテルまで歩いて帰った。当時のマンハッタンは街も生活も至極平和であった。

ヴァーモント州ベニントンで開かれる1ヶ月半のサマースクールに参加する直前、ボストンに行き、4日間滞在した。毎日ボストン美術館に通った。増改築前のシックな建物で、ルーベンスの「サロメ」が小品ながら同館のシンボルのように、2階の中央に飾られていた。このルーベンスは気に入った。群像の間を通りぬけて、背景の青空のもとに出てみたいような衝動にかられた。この絵の前にしばらくたたずんでいると、ここでも一老婦人が「私もこの絵が好きで



①ガードナー美術館の中庭

す」と話しかけてきた。話しているうち、筆者がシカゴ大学でエジプト学を勉強する予定であることを知ると「奇遇ですね。私のいここがプレステッド（シカゴ大エジプト学創設者）に嫁ぎました」といい、帰途タクシーをよんで、市中のあちらこちらを案内してくれた。のちボストン美術館のすじむかひのカードナー美術館も訪れたが、これは真に魅力的であった。4階建てで各階に中世風の回廊がめぐらされ、2階のロビーでは生の室内楽が演奏されているという、優雅な雰囲気であった。ボストン美術館の東洋部コレクションの充実に貢献した岡倉天心は、このガードナー美術館の中国美術品の収集にも活躍したといわれる。絵画の陳列ではサージェントのものが圧巻であった。ヨーロッパに永く住んだことのあるアメリカ人画家で、印象派風の極めて流麗な筆をふるったことで有名であるが、この館の創立者ガードナー夫人とも親交があったといわれる。



②サージェント筆
ガードナー夫人

話が前後するが、実は一昨夏40年ぶりにボストンを再訪した。一つのきっかけは滋賀県立美術館の展覧会で久しぶりにサージェントの多くの作品に接したことであった。もう一つは、京都テレビのガードナー美術館紹介であった。妻と一緒に見ていたが、思わず「ガードナー美術館に行こう」と叫んでしまった。思い出はあまりにも美しかったのである。8月下旬この夢はかなえられた。体調を崩していたが、妻と長男のつきそいでボストンに飛ぶことができた。最初に訪れたのはもちろんガードナー美術館であった。しかしこの再訪は残念ながら幻滅であった。サージェントの作品はむかし通りすばらしかったが、建物は古びていて掃除はゆきとどかず、回廊ではむきだしの中国陶器などが場所をふさぎ、そそれを警備する沢山のガードマンが

うろうろしていた。この館の見学はこの時かぎりとして、あとは連日ボストン美術館の近代画コレクションの前で時を過した。

ここでまた話を40年前にもどす。シカゴに落ついてシカゴ大東洋言語文学科に籍を置くようになって、ウィークエンドにはシカゴ美術館（アート・インスティテュート）を訪れた。時間はたっぷりあったが、見る絵の数をしぼり、少数のものをじっくり鑑賞して、できるだけ「目に焼きつけて帰国しよう」と心掛けた。その時点では、現在のようにわが国で年ねん欧米絵画の大コレクションの展示が行われるようになる日が来ようとは、夢にも予想されなかったからである。あかず眺めたのはレンブラントの「半扉の乙女」、モネーの昼下りのボート遊びの絵、シャルダンの静物画、ホーマーの海岸風景、ボナールの室内を描いたもの等々であった。シャルダンの刻明な筆遣いやボナールの明るい色彩感覚などにも心打たれたが、やはり心酔したのはレンブラントのものであった。（最近70の手習いで油絵を始めたが、無謀にも、最初に描いたものは、レンブラントの画風の模倣であった。）

無事留学を終えて帰国してみたら、恩師鈴木成高先生の『レンブラント』（アテネ文庫）が丁度刊行されたところであった。



③ホーマー筆 ロングブランチ海岸

受贈図書について……………その2（平成5年度）

寄 贈 者	タ イ ト ル
静岡市立登呂博物館	静岡市立登呂博物館20年のあゆみ
静岡市立登呂博物館	登呂の時代—むらびとたちのくらしぶり—(図録)
静岡県博物館協会	研究紀要第16号
愛知学院大学	愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化第8号
愛知学院大学	愛知学院大学人間文化研究所所報第16、17号
愛知淑徳大学	愛知淑徳大学論集第18号
名古屋市見晴台考古資料館	堅三蔵通遺跡—第12次調査の概要—
名古屋市見晴台考古資料館	見晴台遺跡—第29次発掘調査の記録—
名古屋市見晴台考古資料館	年報9
名古屋市見晴台考古資料館	名古屋城本町御門跡発掘調査概要報告書
名古屋市見晴台考古資料館	菩薩遺跡—第3次発掘調査の概要—
名古屋市見晴台考古資料館	荒池北古窯 (NN335窯)
名古屋市見晴台考古資料館	正木町遺跡第3次調査概報
名古屋市見晴台考古資料館	見晴台教室'92
名古屋市教育委員会	埋蔵文化財調査報告24
名古屋市教育委員会	なごやの街道(一)
博物館明治村	明治村年報平成4年度
四日市市教育委員会	四日市市文化財保護年報—平成3年度—
四日市市教育委員会	御池古墳群
四日市市教育委員会	赤掘域跡3
野洲町立歴史民俗資料館	大岩山古墳群とその周辺
野洲町立歴史民俗資料館	野洲さらし (図録)
彦根城博物館	研究紀要第4号
京都国立近代美術館	京都国立近代美術館30年史
京都国立近代美術館	京都国立近代美術館年報平成元年、2年
京都大学文学部	紫金山古墳と石山古墳
京都府立丹後郷土資料館	石の考古学 (図録)
京都市立芸術大学芸術資料館	とさえ3号
京都市立芸術大学芸術資料館	土佐派絵画資料目録(三)
京都市立芸術大学芸術資料館	芸術資料館年報1993
京都橘女子大学	研究紀要第20号
京都府	京都府国指定文化財総合目録
京都府教育委員会	京都の文化財第11集
京都市歴史資料館	平成4年度京都市歴史資料館年報
同志社大学	博物館学年報第25号
花園大学考古研究室	花園大学構内調査報告IV
花園大学史学会	花園史学第14号
池田市立歴史民俗資料館	混沌の6世紀—巨大古墳への時代— (図録)
和泉市久保惣記念美術館	紀要5
泉佐野市教育委員会	平成3年度 泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要

寄 贈 者	タ イ ト ル
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告20 三軒屋遺跡 発掘調査報告書
泉佐野市教育委員会	〃 21 上町遺跡発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	〃 22 船岡山遺跡発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	〃 23 諸目遺跡発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	〃 24 若宮遺跡発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	〃 25 湊遺跡発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	〃 28 湊遺跡発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	〃 29 諸目遺跡発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	〃 30 三軒屋・諸目遺跡発掘調査 概要
泉佐野市教育委員会	〃 大西遺跡発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	〃 「芽淳の道 第1・2号」
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要 第4号～第8 号
泉佐野市教育委員会	平成4年度泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告26 若宮遺跡II
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告31 湊遺跡
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告32 羽倉崎東遺 跡
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告33 檀波羅遺跡
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告34 三軒屋遺跡
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告35 三軒屋・ダ イジョウ寺遺跡
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告36 三軒屋遺跡
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告38 三軒屋遺跡
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要 第9・10号
泉佐野市教育委員会	泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要 第12～17号
大阪市公文書館	研究紀要5
大阪市公文書館	年報5
大阪市立美術館	中国王朝の誕生
大阪狭山市立郷土資料館	行基と狭山池(図録)
大谷女子大学資料館	龍泉寺(資料館報告書第28冊)
大谷女子大学資料室	資料館報告書第29冊
大谷女子大学資料室	資料館報告書第30冊
財大阪文化財センター	大阪府下埋蔵文化財研究会(第28回)資料
財大阪文化財センター	第11回近畿地方埋蔵文化財研究会資料
財大阪文化財センター	大阪府下埋蔵文化財研究会(第29回)資料
大阪郵政考古学会	郵政考古紀要18、19
追手門学院大学	Musa(博物館学芸員課程年報)第7号
柏原市教育委員会	本郷遺跡1991、1992年度
柏原市教育委員会	大県南遺跡
柏原市教育委員会	柏原市遺跡群発掘調査概報1992

寄 贈 者	タ イ ト ル
柏原市教育委員会	柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1992
河内長野市教育委員会	河内長野市埋蔵文化財調査報告書Ⅷ
河内長野市教育委員会	河内長野市埋蔵文化財調査報告書Ⅸ
河内長野市教育委員会	河内長野市遺跡調査会報Ⅴ 向野遺跡
河内長野市教育委員会	河内長野市遺跡調査会報Ⅵ 金剛寺遺跡
岸和田市教育委員会	畑遺跡
岸和田市教育委員会	板屋遺跡
岸和田市教育委員会	平成3年度発掘調査概要
岸和田市教育委員会	昭和60年～63年度発掘調査概要
堺市博物館	堺市博物館報第12号
堺市博物館	博多と堺
堺市博物館	河口慧海—仏教の原点を求めた人—(図録)
吹田市教育委員会	平成4年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報
吹田市立博物館	疫神信仰にみる祈りと願い
帝塚山学院大学	博物館学芸員課程年報第10集 平成4年度
中谷 一正	三田城及び三田城下町の研究
中谷 一正	三田の古窯と古墳
中谷 一正	九鬼史料
中谷 一正	三田の古墳
東大阪市教育委員会	西の口・鬼塚・若江遺跡の調査—平成4年度—
明石市教育委員会	明石市埋蔵文化財調査概報平成3年度
明石市立文化博物館	発掘された明石の歴史展(図録)
伊丹市教育委員会	伊丹市埋蔵文化財調査報告書17集
小野市教育委員会(兵庫)	山田の里地区発掘調査報告書
小野市教育委員会	播磨国大部荘現況調査報告書Ⅲ
小野市教育委員会	東大寺領大部荘荘域現況図9、10、11
神戸女子大学図書館	神戸女子大学紀要第26巻(文学部編)
勸竹中大工道具館	竹中大工道具館収蔵品目録第5号
勸竹中大工道具館	竹中大工道具館研究紀要第5号
勸辰馬考古資料館	朝鮮半島の考古遺物(図録)
西宮市立郷土資料館	西宮市立郷土資料館報平成4年度
西宮市立郷土資料館	研究報告第2集
西宮市立郷土資料館	第8回特別展展示案内図録
西宮市立郷土資料館	兵庫県西宮市所在絵馬調査報告書
西宮市大谷記念美術館	20年の歩み
西宮市大谷記念美術館	年報1990-1991
兵庫県文書課	兵庫県史資料編 近世Ⅲ
香芝市二上山博物館	大津皇子の仏たち—古代寺院と搏仏—(図録)
橿原市教育委員会	橿原市埋蔵文化財調査概要10
橿原市千塚資料館	かしはらの歴史をさぐる
橿原市千塚資料館	古代のかお—人面墨書土器の世界—(図録)
奈良県立民俗博物館	民俗博物館研究紀要第13号
和歌山市立博物館	研究紀要7・平成3年度和歌山市立博物館館報

寄 贈 者	タ イ ト ル
鳥取県立博物館	No 7
鳥取県立博物館	郷土と博物館第38巻1号、第38巻2号
日南町教育委員会（鳥取）	鳥取県立博物館研究報告第30号
島根県立八雲立つ風土記の兵	日南町教育委員会文化財報告書7～9
岡山県立美術館	古代の島根と四国地方（図録）
岡山市教育委員会	年報平成4年度
広島県立歴史博物館	小丸山（中山中）遺跡発掘調査報告書
広島県立歴史博物館	遊戯宴一中世生活文化のひとこま（図録）
広島県立歴史博物館	研究紀要創刊号
広島県立歴史民俗資料館	サルからヒトへ—最古の文化と瀬戸内—（図録）
広島県立歴史民俗資料館	年報平成3年度（1991）
広島県立歴史民俗資料館	ひろしまの青銅器
広島県立歴史民俗資料館	年報平成4年度
梅光女学院大学	川に生きる一江の川の漁撈文化（図録）
梅光女学院大学	博物館学課程活動報告7
徳島県立博物館	博物館学課程活動報告8
徳島文理大学	徳島県立博物館研究報告第3号
松山市立子規記念博物館	「神山の民俗」比較文化調査報告第5号
松山市立子規記念博物館	年報11
（財）松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター	季刊子規だより Vol. 13-1
松山市教育委員会	山越・久万ノ台の遺跡、かいなご3号墳、平井谷1号墳
松山市教育委員会	古照遺跡—第6次調査—
（財）松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター	道後城北遺跡群II
（財）松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター	影浦谷古墳
高知県立歴史民俗資料館	来往廃寺遺跡—第15次調査—
高知県立歴史民俗資料館	年報（平成4年度）
伊都歴史博物館（福岡）	研究紀要第2号
伊都歴史博物館	前原市文化財調査報告書第44集 高上石町遺跡
伊都歴史博物館	前原市文化財調査報告書第45集 前原地区遺跡群III
伊都歴史博物館	前原市文化財調査報告書第46集 蔵持古屋敷遺跡
伊都歴史博物館	前原市文化財調査報告書第48集 今宿バイパス関係埋蔵文化財調査報告IV
伊都歴史博物館	前原市文化財調査報告書第49集 本田孝田遺跡・東スス町遺跡
伊都歴史博物館	前原市文化財調査報告書第50集 曾根遺跡群VIII 平原周辺遺跡(4)
伊都歴史博物館	『荻浦の文化財』2
北九州市立考古博物館	北九州市立考古博物館年報平成4年度
北九州市立考古博物館	終末期古墳の世界—高松塚とその時代—
九州歴史資料館	研究論集18
九州歴史資料館	九州歴史資料館年報平成4年度

寄 贈 者	タ イ ト ル
福岡市博物館	収蔵品目録 8
福岡市博物館	研究紀要第 3 号
福岡市博物館	年報創刊号
大分県国東町教育委員会	浜崎寺山遺跡（報告書第10集）
大分県国東町教育委員会	国東地区遺跡群発掘調査概報Ⅲ
大分県国東町教育委員会	大隅遺跡（報告書第 9 集）
別府大学附属博物館	駒方津室迫遺跡の構造論的研究
宮崎県総合博物館	宮崎県総合博物館研究紀要第18輯
香港中文大学中国文化研究所	2000YEARS OF CHINESE LACQUER
徐氏藝術館	陶 瓷 1 新石器時代至遼代
梨花女子大学校博物館	特別展図録21 朝鮮白磁窯址発掘調査報告展
香港中文大学中國文化研究所・文物館	東京富士美術館蔵日本美術名品
香港中文大學文物館	梅雲堂藏展大千画

〔7 ページより続く〕

る。またこれらの文化財は滅失若しくはき損又は所有者の変更があった場合には教育委員会を

経て報告しなければならない。

以下の規程についてはスペースの関係で次号にゆずる。

編集後記

第30号をお届け致します。この編集を引受けていただき、創刊より年2回発行し、満15年が経過いたしました。創刊時には何号まで続くかと一末の不安もありましたが、関係者の皆様のご指導ご協力により欠号もなく発行でき、総ページ444ページに達しました。この間原稿をお寄せ下さいました諸先生、上司、同僚の皆様、また関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。昭和49年「考古学等資料室」が大学院学舎4階へ開設、50年より配属され、資料室規程の制定、学内公開がなされました。そして昭和55年彙報『阡陵』の発行、同59年『考古学等資料室紀要』の創刊と充実発展してきました。また昭和57年『博物館学課程開設20周年記念特集』（『阡陵』の別冊）号、同開設30周年記念特集号（同阡陵の別冊）が発

行され、博物館学課程の紹介と博物館設立について要望してきました。幸い平成6年4月博物館相当施設に指定され一般公開されることになりました。今後は大学附属博物館として学生、教職員の学術研究を主体に一般公開の趣旨にそい公開講演会、特別展など企画実施していきたいと考えております。管理運営委員各位の皆様をはじめ関係者の皆様のご指導ご協力をお願いいたします。

表紙の写真は「須恵器」で5世紀後半のものと推定されます。高さ21.3cm、口縁部径15.1cm、胴部径20.1cmで、体部外面には平行叩きを全面に施し、頸部中央に削り出し凸帯を付け、その上下に波状文を施している。優美な形態をなしているが、出土地不詳である。
〔角田芳昭〕

関西大学博物館彙報 No.30 平成7年3月30日 発行
 関西大学博物館 編集
 ナニワ印刷(株) 印刷